

学校感染症の種類・出席停止期間

2024年4月

分類	感染症の種類	出席停止の期間	治癒後の対応	書類
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SERSコロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群、（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る）、特定鳥インフルエンザ <sup>注1</sup>	治癒するまで	右記書類を持参のうち、登校再開日の1限開始までに保健室で校医面接を受ける	学校感染症登校許可証明書（医療機関で記載を受けたもの）
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで <sup>注4</sup>	右記書類を持参のうち、登校再開日の1限開始までに保健室で校医面接を受ける	新型コロナウイルス感染症およびインフルエンザの経過報告書（保護者記載によるもの、医療機関による記載は不要）
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで <sup>注4</sup>		学校感染症登校許可証明書（医療機関で記載を受けたもの）
	麻疹	解熱後3日を経過するまで <sup>注4</sup>		新型コロナウイルス感染症およびインフルエンザの経過報告書（保護者記載によるもの、医療機関による記載は不要）
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで <sup>注4</sup>		
	風しん	発しんが消失するまで		
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで		
	咽頭結膜熱（アデノウイルス感染症）	主要症状が消退した後2日を経過するまで <sup>注4</sup>		
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快 <sup>注3</sup> した後1日を経過するまで <sup>注4</sup> （発症から10日間を経過するまでマスク着用を推奨）		
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで		
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで			
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	右記書類を持参のうち、登校再開日の1限開始までに保健室で校医面接を受ける	学校感染症登校許可証明書（医療機関で記載を受けたもの）
	その他の感染症 <sup>注2</sup>	感染性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルスなどのウイルス性胃腸炎）、溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症、RSウイルス感染症、ヒトメタニューモウイルス感染症、手足口病、ヘルパンギーナ、伝染性紅斑、A型肝炎など	校医面接不要	不要
	アタマジラミ、水いぼ、伝染性膿痂疹（とびひ）など	出席停止の措置は必要ないが、水泳などに参加できないことがある		

<注1> 指定感染症、および新感染症は第一種の感染症とみなす。

<注2> 校医その他の医師の指示によるもの。

<注3> 「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指す。

<注4> 「発症・発現・解熱・消退・軽快した後〇日を経過」とは発症などした当日は0日とし、翌日から1日、2日・・・と数える。